

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220111	株式会社 三急運輸(法人番号1011801008048)代表者:野山 貴裕	東京都足立区神明1-10-15	本社	東京都足立区神明1-10-15	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年11月11日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20220112	達磨奥通 株式会社(法人番号5070001032279)代表者:北浦 寛一	群馬県前橋市二之宮町1298-2	本社	群馬県前橋市二之宮町1302-10	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年1月13日及び同年2月24日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	7	7
20220112	七福運送 株式会社(法人番号1011101009044)代表者:鈴木 祥太	東京都新宿区南元町12	神奈川	神奈川県座間市ひばりが丘5-7-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年10月15日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
20220112	タツミトランスポート 株式会社(法人番号1012802007690)代表者:小笠原 龍実	埼玉県所沢市下富857-6	横浜	神奈川県横浜市中区錦町15	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年10月6日及び同年10月19日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記録の記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20220112	有限会社 奥野建設運輸(法人番号7030002112957)代表者:奥野 英樹	埼玉県熊谷市佐谷田2816	本社	埼玉県熊谷市佐谷田2816-9、2816-10	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年4月22日及び同年4月27日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20220118	株式会社 千葉商会トランスポート(法人番号4040001089455)代表者:大野 浩	千葉県千葉市花見川区天戸町1386-1(千葉県千葉市花見川区天戸町1485-17)	本社	千葉県千葉市花見川区天戸町1485-17	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	公安委員会からの通知を端緒として、令和3年11月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20220118	有限会社 マルミヤ運送(法人番号5011702011080)代表者:濱中 一也	東京都江戸川区東葛西9-14-16	本社	東京都江戸川区東葛西9-14-16	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	公安委員会からの通知を端緒として、令和3年11月30日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	2	2
20220118	有限会社 マルミヤ運送(法人番号5011702011080)代表者:濱中 一也	東京都江戸川区東葛西9-14-16	本社	東京都江戸川区東葛西9-14-16	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	公安委員会からの通知を端緒として、令和3年11月30日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	4	2

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220118	株式会社 菅原運輸(法人番号7021001012686)代表者:菅原 道治	神奈川県相模原市南区上鶴間本町1-27-26	本社	神奈川県相模原市南区上鶴間本町1-27-26	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年5月14日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6	6
20220118	株式会社 ドリーム(法人番号4040001069688)代表者:久保田 圭一郎	千葉県柏市若葉111-11	本社	千葉県柏市若葉111-11	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年5月7日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)	3	3
20220118	株式会社 ハクシン(法人番号2040001040007)代表者:朝妻 治	茨城県常総市内守谷町きぬの里2-14-28	本社(旧:守谷)	茨城県常総市内守谷町きぬの里2-14-28(旧:茨城県守谷市百合ヶ丘3-2792-1)	輸送施設の使用停止(180日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年6月3日及び同年6月29日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	18	18
20220118	株式会社 青山通産(法人番号6030001100435)代表者:青木 孝介	埼玉県狭山市狭山台1-4-21	八王子	東京都八王子市暁町1-13-17-103	輸送施設の使用停止(260日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年5月13日及び同年7月1日並びに同年8月24日、旧横浜営業所に監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	26	26
20220125	光駿トレーラー輸送 株式会社(法人番号8430001068366)代表者:緒方 克則	北海道北広島市大曲工業団地6-2-5	大洗	茨城県鉾田市沢尻596-18	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年6月16日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)	5	5

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220125	イトウ商事 株式会社(法人番号7190001021160)代表者:伊藤 森松	三重県桑名市福島969-1 スペリア桑名三番館704号	関東	茨城県つくば市上大島1950-1	事業停止(3日間)、輸送施設の使用停止(274日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和3年3月4日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)酒酔い・酒気帯び乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)、(3)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)点呼の記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(10)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	31	31
20220125	株式会社 ヒロト(法人番号3020001077033)代表者:古山 勝敏	神奈川県川崎市麻生区早野680	本社	神奈川県藤沢市遠藤2019-12	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年11月5日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)	0	0
20220125	ヤマト運輸 株式会社(法人番号1010001092605)代表者:長尾 裕	東京都中央区銀座2-16-10	埼玉大利根	埼玉県加須市間口字道南559-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和3年6月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)	6	6
20220125	株式会社 サンブライト(法人番号3011601002760)代表者:荻田 佐織	東京都練馬区豊玉北4-26-13豊玉カームマンション109号	戸田	埼玉県戸田市笹目7-3-10	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年6月15日及び同年6月22日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(5)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20220125	株式会社 オッサム(法人番号1021001028812)代表者:渡邊 善昭	神奈川県厚木市長谷1674	長谷(旧:厚木妻田)	神奈川県厚木市長谷1674(旧:神奈川県厚木市妻田東2-3-4)	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないこと及び死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年7月13日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(5)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	15	9
20220125	株式会社 アルファサービス(法人番号7040001072004)代表者:針ヶ谷 誠一	千葉県野田市尾崎1203-1	本社	千葉県野田市尾崎1203-1	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和3年5月20日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	28	11
20220125	大串建設 株式会社(法人番号5020001059335)代表者:大串 龍也	神奈川県横浜市緑区北八朔町1089-1	本社	神奈川県横浜市緑区北八朔町2090-2-405(旧:神奈川県横浜市緑区三保町3040-7)	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年6月23日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220125	株式会社 ツカハラ(法人番号3070001012869)代表者:塚原和臣	群馬県伊勢崎市八斗島町832	本社	群馬県伊勢崎市八斗島町832	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月16日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)